農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加賀市長 宮元 陸

市町村名(市町村コード)	加賀市 (17206)
地域名(地域内農業集落名)	橋立(田尻町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月31日 (第8回)

1. 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水活交付金の交付対象外予定農地を地域でどのように管理していくか。

- ・担い手の不足
- ・農業者の高齢化
- ・後継者の不足
- ・イノシシ等有害鳥獣被害
- ・圃場の条件が悪い

(2) 地域における農業の将来の在り方

2. 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		48.4	ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	40.7	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

(1)農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心とした農地の集積・集約化を進めるため団地面積の拡大を図りつつ、新規就農者向けの小規模圃場の団地化を図り、農地バンクを通じて集団化を進める。

(2)農地中間管理機構の活用方針

地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3)基盤整備事業への取組方針

整備することにより生産性が上がるか検討する。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加賀市長 宮元 陸

市町村名(市町村コード)	加賀市 (17206)
地域名(地域内農業集落名)	橋立(深田町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月31日 (第8回)

1. 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水活交付金の交付対象外予定農地を地域でどのように管理していくか。

- ・担い手の不足
- ・農業者の高齢化
- ・後継者の不足
- ・イノシシ等有害鳥獣被害
- ・圃場の条件が悪い

(2) 地域における農業の将来の在り方

2. 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		29.4	ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20.1	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

(1)農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心とした農地の集積・集約化を進めるため団地面積の拡大を図りつつ、新規就農者向けの小規模圃場の団地化を図り、農地バンクを通じて集団化を進める。

(2)農地中間管理機構の活用方針

地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3)基盤整備事業への取組方針

整備することにより生産性が上がるか検討する。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加賀市長 宮元 陸

市町村名(市町村コード)	加賀市 (17206)
地域名(地域内農業集落名)	橋立(宮町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月31日 (第8回)

1. 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水活交付金の交付対象外予定農地を地域でどのように管理していくか。

- ・担い手の不足
- ・農業者の高齢化
- ・後継者の不足

(2) 地域における農業の将来の在り方

現状問題ないが、将来的には担い手が不足するため、地域外からの担い手を受け入れを行う。

2. 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		3.7	ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.9	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

(1)農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心とした農地の集積・集約化を進めるため団地面積の拡大を図りつつ、新規就農者向けの小規模圃場の団地化を図り、農地バンクを通じて集団化を進める。

離農や経営転換等により農地を貸し出す意向のある農家(地主)は、原則として農地中間管理機構を活用した利用権の設定を行う。

(2)農地中間管理機構の活用方針

地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3)基盤整備事業への取組方針

整備することにより生産性が上がるか検討する。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びIAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加賀市長 宮元 陸

市町村名(市町村コード)	加賀市 (17206)
地域名(地域内農業集落名)	橋立 (黒崎町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月31日 (第8回)

1. 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水活交付金の交付対象外予定農地を地域でどのように管理していくか。 ・担い手の不足・農業者の高齢化・後継者の不足・水利条件が悪い

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手が不足しており、早急に地域外からの担い手を受け入れを行う。

2. 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		75.5 ha	ι
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	43.2 ha	ι

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

(1)農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心とした農地の集積・集約化を進めるため団地面積の拡大を図りつつ、新規就農者向けの小規模圃場の団地化を図り、農地バンクを通じて集団化を進める。

離農や経営転換等により農地を貸し出す意向のある農家(地主)は、原則として農地中間管理機構を活用した利用権の設定を行う。

(2)農地中間管理機構の活用方針

地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3)基盤整備事業への取組方針

整備することにより生産性が上がるか検討する。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びIAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加賀市長 宮元 陸

市町村名(市町村コード)	加賀市 (17206)
地域名(地域内農業集落名)	橋立 (高尾町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月31日 (第8回)

1. 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水活交付金の交付対象外予定農地を地域でどのように管理していくか。

- ・担い手の不足
- ・農業者の高齢化
- ・後継者の不足

(2) 地域における農業の将来の在り方

2. 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		64.8	ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	39.4	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

(1)農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心とした農地の集積・集約化を進めるため団地面積の拡大を図りつつ、新規就農者向けの小規模圃場の団地化を図り、農地バンクを通じて集団化を進める。

(2)農地中間管理機構の活用方針

地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3)基盤整備事業への取組方針

整備することにより生産性が上がるか検討する。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加賀市長 宮元 陸

市町村名(市町村コード)	加賀市(17206)
地域名(地域内農業集落名)	橋立(片野町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月31日 (第8回)

1. 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水活交付金の交付対象外予定農地を地域でどのように管理していくか。

- ・担い手の不足
- ・農業者の高齢化
- ・後継者の不足
- ・イノシシ等有害鳥獣被害
- ・圃場の条件が悪い

(2) 地域における農業の将来の在り方

2. 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		37.5	ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.2	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

(1)農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心とした農地の集積・集約化を進めるため団地面積の拡大を図りつつ、新規就農者向けの小規模圃場の団地化を図り、農地バンクを通じて集団化を進める。

(2)農地中間管理機構の活用方針

地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3)基盤整備事業への取組方針

整備することにより生産性が上がるか検討する。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針